■ 助成金の申請期限・お支払いについて

認定申請　**【フラット35・地域連携型】を利用して住宅を購入する方　※転居前の申請**

（※R8.5.1から
ご利用可能）

本事業（子育て世帯市内引越し応援事業）の助成対象となる世帯の要件に該当する方は、住宅購入の際に住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、金利引き下げ（当初５年間年▲0.5％)を受けることができます。

○申請期限：転居予定日の**３か月～１か月前**

※申請は、原則令和９年２月28日までに転居・交付申請が可能な方に限ります。
　【フラット35・地域連携型】を利用せず住宅を購入する方・民間賃貸住宅等へ転居する方は、認定申請（転居前の申請）は不要です。転居後の交付申請のみ申請してください。

※【フラット35】地域連携型利用申請書の提出が必要です。必要書類の詳細は福岡市ホームページをご確認ください。

※【フラット35】地域連携型利用対象証明書の発行には期間（２か月程度）を要しますので、期間に余裕をもってご申請ください。

≪フラット35の詳細について≫
・住宅金融支援機構のホームページ（www.flat35.com）
・お客様コールセンター　(0120-0860-35 / 祝日・年末年始以外　9:00～17:00)

交付申請　**助成金の申請をする方　※転居後の申請**

申請期限：転居日（実際に引越しをした日）から**１年**以内【書類必着】

※１年以内でも、令和８年度の申請は令和９年２月28日(必着)までとなります。

○ **すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。**
（申請時に支払いが完了していない経費については、助成対象となりません。）

○ **交付申請から助成金支払いまでは、3～４か月程度の期間を要します。**

■ 注意事項

○助成対象となる世帯の要件についてご確認いただき、助成金の支給要件に該当するかご不明な点がある場合は、お問い合わせください。
○申請はオンライン、窓口または郵送で受け付けます。必要書類は福岡市ホームページでご確認ください。
○市役所の開庁日以外はオンライン申請での受付のみです。
○窓口での相談・申請は、予約が必要です。**事前に電話連絡で予約**いただきますようお願いいたします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先

福岡市役所 住宅計画課　子育て世帯市内引越し応援事業担当
(市役所本庁舎３階)　※各区役所での相談・申請の受付はできません。

〒810-8620　福岡市中央区天神１－８－１
TEL：092-711-4279（平日　9:00～12:00／13:00～17:00）
MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp
HP：https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/kosodatehikkoshi.html

福岡市 子育て世帯市内引越し応援　検索

【令和８年度】
※４月以降の転居が対象

【概要版】

住み続けたいまち“ふくおか”

子育て世帯市内引越し応援助成金

市内に住み続けることを希望する子育て世帯の市内での転居を支援するため、
住宅取得（購入）費や民間賃貸住宅の家賃、引越し費用等を助成します。

子育て世帯の市内での転居に、組み合わせ可能な助成で応援

最大120万円

助成対象経費
合計額の1/2

①住宅取得(購入)費（子育て世帯）

20万円×最長5年間
（最大100万円）

or

②民間賃貸住宅家賃（子育て世帯）

10万円×最長5年間
（最大50万円）

＋

③引越し費用等

基本上限額15万円
（多子世帯は5万円上乗せ）

多子世帯とは

子ども※や妊娠している方の子が
２人以上いる世帯

※18歳に達する日以降の
最初の3月31日までの間にある者

「指定する校区」について　※次ページに該当校区を掲載しています

指定する校区への新たな住替え(転居)は、
①住宅取得費
②民間賃貸住宅家賃
の**助成対象外**となります
※③引越し費用等の助成は対象となります。
※「指定する校区」に居住している場合でも同一校区内での転居は助成対象です。

「指定する校区」の住所一覧

本助成事業を利用し、
住宅購入の際に**住宅ローン【フラット35】地域連携型**を利用する場合、金利引き下げ(当初5年間 年▲0.5％)を受けることができます。
※R8.5.1からご利用可能

助成対象：令和８年４月１日(水) 以降に転居した世帯
募集期間：令和８年４月１日(水)～令和９年２月28日(日)【必着】まで
申請期間：転居日から１年以内

※助成金の申請受付は、**募集期間内・予算の範囲内で先着順**とさせていただきます。
※①住宅取得費と②民間賃貸住宅家賃の**２年目以降の継続助成については、毎年度申請が必要**です。

福岡市
FUKUOKA CITY

子育て世帯市内引越し応援事業

① 住宅取得費助成

5年以上の住宅ローンを利用して
自ら居住する住宅を取得（購入）した子育て世帯に対し、
最大100万円（基本額20万円を最長5年間）を助成

② 民間賃貸住宅家賃助成

民間賃貸住宅へ転居した子育て世帯に対し、
最大50万円（基本額10万円を最長5年間）を助成

③ 引越し費用等助成

住宅取得または賃貸住宅等への転居した子育て世帯に対し、
最大20万円（対象となる経費合計の1/2、基本上限額15万円で
多子世帯は5万円加算）を助成

区	令和8年度・令和9年度「指定する校区」（小学校区）
東	美和台、香椎下原、香椎、香住丘、千早、名島、松島
博多	那珂
中央	平尾、草ヶ江、舞鶴
南	西花畑、三宅、西高宮
城南	別府
早良	野芥、西新、高取
西	内浜、姪浜、壱岐、今宿

※子どもの年齢や実際の通学先に関わらず、転居後の住所が属する小学校区に基づき判断します。
※「指定する校区」の適用は転居日を基準とします。

■ 助成対象となる世帯　※**下記のすべての要件**を満たしていることが必要です。

助成対象となる世帯の要件	
□	**○ 以下のいずれかに該当する子育て世帯であること（転居後の住宅への入居時点）** ・扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にある者）がいる世帯 ・妊娠している方がいる世帯（転居日時点で母子手帳の交付を受けていること）
□	**○ 転居前も市内に居住し、市内で転居を行う世帯であること** ※転居前・転居後住宅の契約者となる者（同居者を含む）は、子の扶養義務者に限ります。 ＜転居前の住宅（①・②・③共通）＞ **○ 転居前の住宅に家賃の滞納がなく、申請者または同居者が所有する持ち家でないこと** ※持ち家からの転居は、申請時点で処分(売買・解体等)済みの場合や、離婚・配偶者からの暴力等を理由に別居する場合のみ対象です。 ＜転居後の住宅＞ **① 住宅取得費助成の対象住宅：５年以上の住宅ローンを利用して自ら居住するために購入した住宅** ※ただし、指定する校区への新たな住替え（転居）は除く （転居前から指定する校区に居住し、同じ校区内で転居する場合は対象です） **② 民間賃貸住宅家賃助成の対象住宅：申請者または同居者が所有者と賃貸借契約を締結し家賃を支払う民間賃貸住宅** ※ただし、指定する校区への新たな住替え（転居）は除く （転居前から指定する校区に居住し、同じ校区内で転居する場合は対象です） **③ 引越し費用等助成の対象住宅：自ら居住するために購入した住宅もしくは、申請者または同居者が所有者と賃貸借契約を締結し家賃を支払う民間賃貸住宅または公的賃貸住宅（公営住宅は除く）**
□	**○ 生活保護等を受給していない世帯であること※1**
□	**○ 本転居で、同じ内容の他の補助金を受給していない世帯であること 例：住居確保給付金※1**
□	**○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がない世帯であること※1**
□	**○ 暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること※1**
□	**○ 過去に本要綱や三世代同居・近居住替え支援事業、子育て世帯住替え助成事業に基づく助成金を受けていない世帯であること※1** ※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立による転居等、世帯構成人員の増減がある際等は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください

※１ 別世帯の配偶者（単身赴任等）や、世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方についても要件の合致について確認を行います。

■ 転居後の住宅の要件　※**下記のすべての要件**を満たしていることが必要です。

転居後の住宅の要件	
□	**○ 表に定める専用面積を有する住宅であること※2** 世帯人数：2人 ／ 3人 ／ 4人 ／ 5人 ／ 6人 住戸専用面積：30㎡以上 ／ 40㎡以上 ／ 50㎡以上 ／ 57㎡以上 ／ 66㎡以上 〈面積を確認する際の注意事項〉 ア．**６人を超える場合**は次の算出式で計算する。 住戸専用面積＝（10㎡×世帯人数＋10㎡）×0.95 イ．**妊娠中の方**は２人とする。（妊娠中の子も世帯人数に数えます。） ウ．**子どもが10歳未満の場合**は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 （子の年齢）３歳未満…0.25人／３歳以上６歳未満…0.5人／６歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が２人に満たない場合、世帯人数は２人とする。 （式）　世帯人数２～４人・・・10㎡×世帯人数＋10㎡ 4人を超える・・・（10㎡×世帯人数＋10㎡）×0.95 エ．住戸専用面積は壁芯にて算出する。
□	**○ 昭和56年６月１日以降に建築され、かつ新耐震基準を満たす住宅であること** ただし、耐震改修工事を実施している場合または耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。 （※昭和56年６月１日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年５月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。）
□	**○ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること**

※２　転居後の住宅の専用面積については、別世帯の配偶者（単身赴任等）や世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方を含めた世帯人数での要件を満たしているかを確認します。

■ 引越し費用等助成の対象となる経費　※申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）へ **支払いを完了している**経費

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○登記費用　○建物仲介手数料 ○礼金　○家賃債務保証料 ○鍵交換費用　○住宅保険料（火災保険等） ○転居前の住宅に係る原状回復費用 ○転居前住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用	×敷金 ×駐車場仲介手数料 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×転居後の住宅の清掃(クリーニング)・消毒費用 ×その他左記に定めるもの以外の費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限る）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者等が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている
② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている
⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の１/２で計算します。
※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

申請にあたっては、ホームページに掲載の必要書類・申請の手順について必ずご確認ください。
必要書類を写真で提出するオンライン申請が便利です！
窓口申請の場合は、事前に電話での予約をお願いします。

福岡市
ホームページ→